

第10号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の理由

個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うことができるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づくことが原則であるが、番号法第9条第2項および番号法第19条第10号に基づき、条例で定めることにより、区独自の個人番号の利用および情報提供ができることとなっている。

今回、番号法改正及び区独自事務として個人番号を利用することができる事務の終了、追加があったことから、必要な改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 番号法の改正に合わせた改正

番号法の改正により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報を他の行政機関、地方公共団体等に情報照会が可能となった。

それにともない、別表第2の該当箇所を欠番扱い（表記上は「削除」）とする。

別表第2 抜粋 （欠番扱いとする事項）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
29	区長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
30	区長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

(2) 個人番号を利用することができる区独自の事務の終了

① 私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務および幼稚園類似施設等就園補助金交付事務の終了

令和元年10月より幼児教育の無償化が行われ、令和2年3月をもって当該事務が終了する。

それにともない、別表第1 および別表第2の該当箇所を欠番扱い(表記上は「削除」)とする。

② 緊急一時保育奉仕員制度保育料支払事務の終了

区立・私立保育園の一時保育で対応が可能なこと等から、平成31年3月をもって当該事務が終了した。

それにともない、別表第1 および別表第2の該当箇所を欠番扱い(表記上は「削除」)とする。

別表第1 抜粋 (欠番扱いとする事項)

番号	執行機関	事務
8	区長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務」という。)
9	区長	幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(以下「幼稚園類似施設等就園補助金交付事務」という。)
(省略)	(省略)	(省略)
13	区長	緊急一時保育奉仕員制度の利用に係る保育料の支払に関する事務であって規則で定めるもの(以下「緊急一時保育奉仕員制度保育料支払事務」という。)

別表第2 抜粋 (欠番扱いとする事項)

番号	執行機関	事務	特定個人情報
10	区長	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
11	区長	幼稚園類似施設等就園補助金交付事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

15	区長	緊急一時保育奉仕員制度 保育料支払事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

(3) 個人番号を利用することができる区独自の事務の追加

① 延長夜間保育利用料等徴収事務の追加

これまで番号法に基づく事務として運用していたが、令和元年10月より保育の無償化が行われ、3歳から5歳児の保育料の算定を行わなくなることにより、当該事務が番号法に基づく事務から外れるため、新たに区の独自利用事務および庁内連携を行う事務として、条例別表第1および別表第2に追加する。

別表第1 抜粋 (追加する事項)

番号	執行機関	事務
22の3	区長	品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）による品川区立保育所における延長夜間保育および開園時間内延長保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの（以下「延長夜間保育利用料等徴収事務」という。）

別表第2 抜粋 (追加する事項)

番号	執行機関	事務	特定個人情報
39	区長	延長夜間保育利用料等徴収事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

3 施行期日（附則関係）

令和2年4月1日から施行する。

【根拠法：抜粋】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（以下の項省略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（中略）

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（中略）

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（以下の号省略）

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

新			旧		
第1条から第6条まで省略			第1条から第6条まで省略		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>					
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
番号	執行機関	事務	番号	執行機関	事務
(1から7まで省略)			(1から7まで省略)		
8	削除	(削除)	8	区長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務」という。）
9	削除	(削除)	9	区長	幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「幼稚園類似施設等就園補助金交付事務」という。）
(10から12まで省略)			(10から12まで省略)		
13	削除	(削除)	13	区長	緊急一時保育奉仕員制度の利用に係る保育料の支払に関する事務であって規則で定めるもの（以下「緊急一時保育奉仕員制度保育料支払事務」という。）
(14から22の2まで省略)			(14から22の2まで省略)		
22の3	区長	品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）による品川区立保育所における延長夜間保育および開園時間内延長保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの（以下「延長夜間保育利用料等徴収事務」という。）	(新設)		
(23から25まで省略)			(23から25まで省略)		

新				旧			
別表第2 (第4条関係)				別表第2 (第4条関係)			
番号	執行機関	事務	特定個人情報	番号	執行機関	事務	特定個人情報
(1から9まで省略)				(1から9まで省略)			
10	削除	(削除)	(削除)	10	区長	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			(削除)				地方税関係情報であつて規則で定めるもの
11	削除	(削除)	(削除)	11	区長	幼稚園類似施設等就園補助金交付事務	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			(削除)				地方税関係情報であつて規則で定めるもの
(12から14まで省略)				(12から14まで省略)			
15	削除	(削除)	(削除)	15	区長	緊急一時保育奉仕員制度保育料支払事務	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			(削除)				地方税関係情報であつて規則で定めるもの
(16から28まで省略)				(16から28まで省略)			
29	削除	(削除)	(削除)	29	区長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			(削除)				

新				旧			
30	削除	(削除)	(削除)	30	区長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
(31から38まで省略)				(31から38まで省略)			
39	区長	延長夜間保育利用料等徴収事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	(新設)			
別表第3 (第5条関係) 省略				別表第3 (第5条関係) 省略			